

告 示

埼玉県告示第七百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

越生町西和田・河原山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年十一月十七日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡越生町大字西和田字西尾崎、同字尾崎前、同字欠田、同字大利及び同字荒神明の各一部、同大字越生字河原の一部

四 事務所の所在地

埼玉県入間郡越生町大字越生九百番地二

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十七日

六 変更の内容

第七十九条第二項中「六」を「三」に変更する。

第七十九条第七項中「分納」を「分割納付」に変更する。

第八十一条中「四十一」を「八十四」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和五年六月二十三日